

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 北九州都市計画道路の変更案の縦覧（2件）【建築都市局計画部都市交通政策課】 2503
- 北九州都市計画都市再生特別地区の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 2506
- 北九州都市計画用途地域及び準防火地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 2507
- 北九州都市計画第一種市街地再開発事業の変更案の縦覧【建築都市局整備部再開発課】 2508
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【契約室契約課】 2509
- 北九州市環境影響評価条例による方法書の縦覧【環境局環境監視部環境保全課】 2511

◇ 上下水道局

- 北九州都市計画下水道の変更案の縦覧【上下水道局下水道部下水道計画課】 2512

北九州市公告第738号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見を提出することができる。

平成25年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 3・3・24号 浅野町愛宕線

廃止する部分 北九州市小倉北区浅野三丁目の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

4 縦覧期間

平成25年9月17日から同年10月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成25年10月1日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市公告第739号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見を提出することができる。

平成25年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 1・4・4号 春の町陣原線（旧中央町陣原線）

廃止する部分 北九州市八幡東区山王一丁目、中央二丁目、中央三丁目、春の町四丁目、春の町五丁目、西本町一丁目、西本町二丁目、東田一丁目及び大字前田の各一部

追加する部分 北九州市八幡東区春の町四丁目、西本町一丁目、東田一丁目及び大字前田の各一部

(2) 3・3・18号 3号線

廃止する部分 北九州市八幡東区春の町四丁目、春の町五丁目、西本町一丁目及び西本町二丁目の各一部

(3) 3・4・66号 井堀中央町線

廃止する部分 北九州市八幡東区山王一丁目の一部

(4) 3・2・161号 八幡枝光線

追加する部分 北九州市八幡東区西本町一丁目の一部

(5) 7・5・44号 枝光2号線

追加する部分 北九州市八幡東区春の町五丁目の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

4 縦覧期間

平成25年9月17日から同年10月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成25年10月1日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市公告第740号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成25年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

都市再生特別地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉北区	京町三丁目の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年9月17日から同年10月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成25年10月1日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第741号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成25年9月17日

北九州市長 北橋健治

1 都市計画の種類

用途地域及び準防火地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉北区	浅野三丁目の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年9月17日から同年10月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成25年10月1日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第743号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成25年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類、名称及び区域

(1) 都市計画の種類

第一種市街地再開発事業

(2) 都市計画を変更する事業の名称及び土地の区域

名 称	区 域
小倉駅南口東地区第一種市街地再開発事業	北九州市小倉北区京町三丁目の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市建築都市局整備部再開発課

3 縦覧期間

平成25年9月17日から同年10月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

4 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成25年10月1日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第744号

一般競争入札により、放送設備機器の物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月17日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	放送設備機器 一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成26年1月31日
	納入場所	市の指示する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成23年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成25年10月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成25年9月27日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成25年10月11日から同月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月18日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成25年10月18日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約室ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注2）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第745号

一般競争入札により、消火器の物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月17日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	消火器 2, 134台
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成26年1月31日
	納入場所	市の指示する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成23年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成25年10月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成25年9月27日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成25年10月11日から同月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月18日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成25年10月18日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約室ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注2）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第746号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第8条第1項の規定により方法書の提出があったので、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成25年9月17日

北九州市長 北橋健治

1 事業者の氏名及び住所

オリックス株式会社

代表執行役 井上 亮

東京都港区浜松町2丁目4番1号

2 対象事業の名称

バイオマス混焼発電施設整備事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号

北九州市若松区役所島郷出張所

北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成25年9月17日から同年10月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（島郷出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）

北九州市上下水道局公告第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市上下水道局長に意見書を提出することができる。

平成25年9月17日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

1 都市計画の種類

下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 皇后崎処理区の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

4 縦覧期間

平成25年9月17日から10月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案についての意見を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成25年10月1日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。